
○議長（我孫子洋昌君） ただいまから、会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は、全員の 7 人です。
定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 1 「委員会報告」
議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。
大西 功 議会運営委員長。

○議会運営委員長（大西 功君） 令和 6 年下川町議会定例会 9 月定例会議の運営について、9 月 11 日に開催いたしました議会運営委員会の審議結果について御報告いたします。

当日は、今定例会の追加提案予定事項について審議を行いました。

本日追加提案される議会提案は 3 件で、内容は、委員会報告 1 件、委員会審査報告 2 件であります。

次に、提案議案等の審議要領等についてであります。議会提案の 3 件については、提案日に本会議において報告、審議を行うことといたしました。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で委員会報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 2 「一般質問」を行います。
お手元に配布いたしました質問要旨の順に発言を許します。
質問番号 1 番、6 番 斉藤好信 議員。

○6 番（斉藤好信君） それでは、1 番目の質問として、子育ての安心につながる取り組みについて。

私の 3 月の定例会議の一般質問で、通学費助成に関し、町長からは「実現に向けた研究、検討を進めていきたい」との答弁がありましたが、その後の進捗状況を伺いたいと思います。

2 番目に、円高による、また紛争等による影響で、物価高騰が続いております。これは家計に重い負担となっており、特に子育て世代の家計を圧迫している状況であります。保護者の経済的負担軽減策、子育て支援として、給食費の無償化を検討すべきではないかと思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（田村泰司君） 齊藤議員の「子育ての安心につながる取り組みについて」の御質問にお答えします。

1 点目の「3 月定例会議の一般質問で、通学費助成に関し、実現に向けた研究、検討を進めていきたいとの答弁がありましたが、その後の進捗状況はどうか」についてですが、本町を含めた近郊の高校に入学した場合、学校指定の制服や体操着、教科書やタブレットなどを含めると、その費用負担額は約 18 万円、これに加えて、名寄へバス通学する高校生は、1 か月で約 1 万 7,000 円の通学定期券が必要となります。

現在、道立高校では、月額 9,900 円、年額 11 万 8,800 円を上限に、北海道から助成が行われており、実質的に授業料は無償となっており、その対象者も世帯年収で約 910 万円未満と、一部の高額所得者を除き、ほぼ全ての方が対象となる制度となっております。

こうした状況を踏まえたと、従前と比較して、名寄に通学する高校生を持つ御家庭の経済負担は一定程度軽減されてきていると認識をしております。

このことから、現段階では、経済的事情により子供の選択肢を狭めるには至っていないのではないかと判断をしております。

次に、2 点目の「保護者の経済的負担軽減策、子育て支援として給食費の無償化を検討すべきではないか」についてですが、物価高騰の影響につきましては、各家庭での負担が大きいことから、国としてもこれまで様々な施策を講じてきたところであり、町としても同様であります。

給食費につきましては、下川町学校給食費助成事業実施要綱に基づき、給食費の 10 分の 2 以内で予算の定める額を助成しており、具体的には、小学校の給食費 306 円に對しまして 61 円、中学校の給食費 351 円に對しまして 70 円をそれぞれ助成しております。

また、これと合わせて、牛乳代につきましても 2 分の 1 以内で予算の定める額を助成しており、供給単価 57.91 円に對しまして 27 円を助成しており、給食費と合わせた令和 6 年度の補助金の予算額は 345 万 8,000 円となっております。

こうした助成に加えて、令和 5 年度においては、物価高騰により増加した給食費の令和 4 年度と令和 5 年度の差額分の助成も行っております。

給食費の実費分につきましては、保護者に負担していただくのが原則ですが、町としては必要な助成を継続的に行っていることから、こうした助成を引き続き行ってまいりたいと考えております。

今後におきましても、国の動向を含めて、継続して調査研究をしてまいります。給食費全額の完全無償化につきましては、現在のところ実施は難しいと判断をしております。

以上申し上げまして、答弁いたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 6 番 齊藤好信 議員。

○6 番（齊藤好信君） 今回の町長の答弁の中では…私が質問した「どういう進捗状況か」というのは、どういう調査研究をしたのかということをお聞きしたのであって、今の説明は全部現状の説明ですよ…今現状こういうふうにあると、国からの高校生の無償化も含めて…これ全部国でやったことです。それは前回の 3 月と…同じ状況なんですよ。それを今説明されても…これを知った上での話の中で、町長は調査研究をしていくと、どう

いう調査をしたかお聞きします。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

古屋教育長。

○教育長（古屋宏彦君） ただいま御質問いただきました、どのような調査かということについては、現状の制度と所得の苦しさの部分については調査をいたしました。

現状の所得の関係につきましては、著しく下川町だけが所得が厳しいという状況はございません。各家庭の経済状態においては、それぞれの状況があらうかと思いますので、その救済策については現行の制度で行ってきているかと思います。

そのような観点からいたしますと、質問にあります「家計が大変苦しい」と、苦しいから通学費を助成することによって、例えば名寄市、例えば旭川市など、そういう離れたところに通学する機会を奪っているかどうかということにはならないというふうに思っております。そのようなところにつきましては、先ほど御質問にもありましたとおり、国の与党の方で、それなりの現状を踏まえた対策を組まれているものと思っております。この対策については、市町村としても大変大きい支援を頂いているというふうに思っております。そのような確認をし、今回、このような回答をするに至っているものと考えます。

以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 6 番 斉藤議員。

○6 番（斉藤好信君） 今の教育長の答弁は、まさにそのとおりなんですけども、それは全国一律で、国の施策で…高校生の無償化も含めてですね…全部やってることなんですよ。

私は何回もこれやってますけどもね、要するに国からのそういう…教育費の無償化、高校の無償化、それからさらに2年後3年後には…今は東京都から始めました市立高校の教育費もやる、これもはじめは所得制限がありました。それが段階的に上がって…今確か650万円ですか…ちょっと間違ったら申し訳ないです。そして、公立高校は今述べられたとおりに一律無償化になっています。そのほかに、今、町長からありましたとおり、そのほかにもろもろの副材としていろんなものがかかる、これは町長も今認識してますよね…答弁されてるんですから。それを踏まえて、町としての取り組みとして通学費を云々ということで何回も質問してるんですけども、今の話でいくと…そういう調査はしたかもしれませんが、その上でどういう研究をされて…その研究があれですか、下川町の高校生を持つ子育て世代が家計的に圧迫を受けてない、経済的軽減策をしなくても大丈夫だという認識でよろしいんですか。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） お答えいたします。家計的に苦しいとか苦しくないとかっていうところの議論もございますけれども、まず、教育を受けるに当たってですね、その教育の

いろんな進路を狭めるか狭めないかという視点を今お話をさせていただいたところでありまして、国等ですね、いろんな意味で、今、経済的負担の軽減を図られてきている状況にあって、さらにですね、通学費の助成をするかしないかの研究をしているという段階でありまして、一方では、地元の下川商業高校、これの生徒確保というのもやっておりますので…同列には語れませんけれども、地元で高等教育を受けられる環境の維持発展に向けて、下川商業高校の生徒確保のための様々な施策を行っているところでありますので、全て同一では語れませんが、そういったものも踏まえて、幅広く…やはりいろいろな調査研究といいますか、多方面にわたって比較検討しながら、最終的な判断をしていきたいという考えでございます。

○議長（我孫子洋昌君） 6 番 斉藤議員。

○6 番（斉藤好信君） 進路を狭める…当然ですね、家計的に経済的な連鎖によって子供の進路が一定程度狭まるということは分かります。

私が今まで言ったのは、今、町長また下川商業のことを出しましたけども、選択肢のことを言ってるんであって、それは下川商業高校は商業高校として…近隣には商業高校がなくなりましたから、素晴らしいと思いますよ…商業を学びたいという人は、その選択肢が…子供に自由な選択肢があっていいんじゃないかという話ですけども、ちょっと角度変えますか…分かっていらっしゃると思いますけども、今の社会の状況というのを…御承知のとおり物価高騰が続いていますよね。それで令和 6 年度の最低賃金…この答申がされて、全国平均は 1,055 円になりました。これは前年度の 1,004 円から比べると 51 円アップされた、これは非常に高い…過去最大の引上げ幅というふうに言われておりますが、一方ですね、地方においてはバラつきがあつてですね、一番低い沖縄とか…宮崎県あたりはもっと低いですね、北海道はどうかといいますと…今は 1,010 円ぐらいですか。ただし、これはこういうふうになったからといって、各企業とか事業体が一律にするわけじゃなくて、それもいろんなバラつきがありますよね。

そして、どういう研究されたか分かりませんが、先月の 23 日、これは総務省の統計局の調査ですけども、7 月分の全国消費者物価指数というのが 2.8 になっています…これは御存じだと思いますけども…総合指数で前年度 2.8%上昇したと。

それから、第一生命研究所の調査によると、インフレ率は 2.4…これをざっくり一人当たりの家計負担に…金額はどのぐらいになるだろうという調査ですけども、大体 2 万 9,000 円ぐらい、4 人家族でいくと…これが掛ける 4 でなくて、大体 14 万 9,000 円ぐらい…約 15 万円ぐらいになるというふうに報告されております。

このぐらいですね、物価というのは御存じのとおりどんどん上がっていて、特にその中でも食料品というのが…なかなか買物とか行かないので…実感が湧かないかもしれませんが、どんどん上がっています。帝国バンクですね…調査すると、10 月には約 2,000 品目の食料品が値上げをもう考えていると…多分発表するだろうと、つまり予定されているんです…10 月には。その上げ幅というのは、ここで細かいことを…これはこれとは言いませんけれども、かなりの上げ幅なんですね。こういうものというのは、やっぱり家計を預かる方にとっては非常に重たいんです。

はじめに最低賃金のことを言いましたけども、これがそのままですね…例えば下川の事業所とか企業において、それが全部反映されて…所得に反映されて、賃金がアップされているかという、それも…未確認ですけども…どうなるか分からない。でも、今までの過去 10 年 20 年見てみると、やっぱり下川の勤労者の所得というのがですね、やはり非常に低いんですね。何回も言ってますけども、全部合わせてプールすると…ある程度になりますけども、でも非課税世帯、それから、そこから線を引いたその上…つまり 300 万円、400 万円以下という…400 万円以下というか 300 万円前後ですよ、そのぐらいの家計も多いし、もっと言うと 200 万円台の所得の方も非常に多い、その中で、これだけの物価高騰が続いて、そしてまた新たに 10 月にこういうふうに値上げが予定されていることを加えるとですね、非常に家計にとっては圧迫感があると思うんですね。そういうのを含めて、町としての取り組みとしてどうだということで質問したんですね…前回は。そうすると、町長はですね、自分の過去の子育て時代の体験も述べながらですね、非常に大変だったと、でもその時は…私もそうですけども…J R の廃止に伴った助成もあったし…いろいろあった、けどそれは今はありませんから。それで今どのぐらいかかるかという、私は大体 17 万円ぐらい、町長は大体 18 万円ぐらいかかるだろうと…年間通して、これは自分の体験からいっても非常に重いものだという答弁をされました。それで教育委員会の方に研究検討するように指示をしたと…どういう指示をしたのかという、今の答弁ですよ、これで町長いいんですか。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） お答えします。どういう指示をしたかというのは、基本、実現の可能性も含めて、どういう影響が出てくるかというところを、きちんと…一方ではなく、幅広く考えてほしいという話で周知をしています。

経済的負担の面に関しては、今お話もありましたとおり、物価上昇、コロナの影響、賃金と物価の関係、いろいろ影響はございます。その中で、コロナから始まって物価高騰まで、これは全国一律ですけれども国あるいは町から様々な支援策で…十分ではありませんけれども行っているところでもありますので、そういったものも含めてですね、総合的に判断をしていく考えではございます。

まずは教育現場で、本当にそういった…選択肢を狭めている状況にあるかというのが一番大事なと思いますし、当然親御さんの経済的負担の面も考えていかなければならないんですけども、まずは教育の選択肢を狭めることがないかどうかは、一番目に考えなきゃならないということで、まずは教育委員会で…進捗状況というところでは、今そういった状況であるという答弁をさせていただいたところでもあります。

現状ではですね、そういった経済的事情により、子供の選択肢を狭めるには至っていないのではないかという…私としては今認識でございまして、今後その経済的負担のところも含めてですね、総体的に全て考えた上で政策を実施するかしないかという判断をしたいというふうに思っておりますので、御理解願います。

○議長（我孫子洋昌君） 6 番 齊藤議員。

○6 番（齊藤好信君） そういう経済的状況じゃないというのはですね、やっぱり町長の立場なんですよ。もっと言うとはですね、所得がある程度ある方にとってはそうかもしれませんが、やはり低所得者にとっては非常に重たいんですよ。そこをですね、やっぱり分かってもらうというのが、行政のトップじゃないかというふうに僕は思うんですけども。

例えば…ちょっとまとめて言いますけども、通学費にしてもですね、それから給食費の無償についてもですね、これは全て子育て世代に関わることでですけども、こういう施策というのは、町長が進める…公約の中にもあった移住定住というですね、その促進という意味でもですね、ある意味、今は移住定住…どこの自治体でも出してますけども、やっぱり日本の人口がどんどん減っていく中で、我が町へ我が町へっていうのは、ある意味、人の取り合いになってるんですね、それは多分事実だと思うんですね。その中で、どういうふうの下川の良いところを売りにして来てもらうかという、やはり子育て世代にとってはですね、暮らしやすい、生活しやすいというのがやっぱり基本だと思うんですね。その中でやっぱり子供を育てていく上ではかなりお金がかかります。これはここでもう何回も述べたので今日は言いませんけども、その中で、こういう施策を下川町が持っているということになれば…それは財源がかかりますよ、だけど、ある意味、子育て支援に本気で取り組んでいるという町長の姿勢がそこで見えるんじゃないかと思うんですね。それも一つの判断材料になって、やはり下川に移住する、こっちに来たいと、そういう方もいると思うんですね。だから、これはまた移住定住のある意味施策でもあると思います…この子育て支援というのはですね。そういう意味から考えると、今いろいろ言われましたけども、町長が調べた中では、そういうふうに…困窮という言葉は適切かどうか分かりませんが…そんなに困っている子育て世代の家庭はないというふうに言えますか。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） お答えいたします。いろいろ議論の中で…ちょっと平行というか…ちょっと御理解いただけないところもあるかなというふうに思うんですが、決して…まるっきり政策を実施しないというお話ではなくて、現状進捗状況の中で、現状の調べた範囲の中でのお話を今させていただいて、判断については、これからまた…経済的負担の軽減ですとか、例えば移住定住施策にどう影響するとか、あるいは…ちょっと角度違いますけれども、下川商業高校のいわゆる存続への影響ですとか、いろんな多方面の状況を勘案して、最終的にこの経済的負担の軽減が一番重要だという判断をすれば実施をしていくというような状況になると思いますけれども、そういった中で、現時点では、先ほどお話しした…選択肢を狭めるですとか、あるいは他の施策…今まで行ってきた施策、その積み重ねによって、現状では、以前よりも状況的には少し経済的負担…一定程度軽減をされてきてるんじゃないかということでお答えをしたというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

それで、やはりいろいろな状況があって、非常に家計が苦しいという方もいらっしゃる

というのは認識しておりますし、お金の問題もありますけれども、お子さんのこれからの人生考えたときに、やはりそれぞれの希望する進路に進ませてあげたいというのは親の心情だと思いますので、そういったところも含めながら最終的な判断をさせていただきたいなというふうに思っておりますので、御理解をお願いします。

○議長（我孫子洋昌君） 6 番 齊藤議員。

○6 番（齊藤好信君） 町長…今何回も高校の授業料の無償化とか言われますけども、それはもう前から…私がここで何回か言った時点でもうあったことであって、今私が…高校生を持つ親御さんにね、経済的負担軽減策としてこれはどうですかって言ったのは、これはもう事実的にあった…そういう状況を踏まえた上なんです。3 月に僕が言った後に、今年になってこれが始まったわけではなくて、これは国の方針としてもう行っていたことですから、そこから町長とも話を始めたと思うんですね。そこをちょっと…まず置いといてほしいと思います。

それではですね、今町長も言われましたけども、なかなか平行線をたどってしまうので、最後にですね、やっぱりこの給食費、それから通学費も含めてですね、子育て世代の経済的負担の軽減策というのは、先ほども言ったとおり移住定住も含めて、この子育て支援というのは非常に有効な取り組みだというふうに思いますので、是非ですね前向きな検討をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、誰もが安心して暮らせるまちについてということで質問をさせていただきます。

これもですね…3 月の定例会議の一般質問で、「町民の健康延伸の面からも、带状疱疹ワクチン接種費用の助成を行うべきである」との質問に、「国の動向を注視したい」との答弁でした。

このほど厚生労働省の専門委員会は、接種費用を公費で支援し、定期接種化の方向性を示す意見をまとめ、さらに 6 月 20 日の厚労省の専門会議で、国立感染症研究所のワクチン分析結果が共有され、有効性や安全性が確認されたとの報告がされたところであります。

これを受けて町長の見解を伺います。

2 番目に、近年の猛暑を考慮した上で、町の施設である「あけぼの園」、「生活支援ハウス」、また、共生型住まいの場「ぬく森」の住環境の充実と入居されている生活者の健康と安全を考え、各部屋にエアコンの設置を進める考えはあるか伺いたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 齊藤議員の「「誰もが安心して暮らせるまち」について」の御質問にお答えします。

1 点目の「带状疱疹ワクチン接種費用の助成」についてですが、带状疱疹ワクチンに限らず、国は予防接種施策の推進の科学的根拠として、ワクチンの有効性、安全性等に関する情報収集を可能な限り行い、客観的で信頼性の高い最新の科学的知見に基づき、厚生科

学審議会の予防接種・ワクチン分科会に意見を聴いた上で、予防接種施策に関する評価及び検討を行うこととされているところです。

斉藤議員の御質問のとおり、带状疱疹ワクチンについて、6月20日に実施された、同分科会に設置されたワクチン評価に関する小委員会では、定期接種に用いるワクチンとする方向性で議論が整理され、7月18日に開催された同小委員会の上部組織である予防接種基本方針部会では、小委員会の意見に理解を示しつつも、带状疱疹の制度上の位置づけや、接種の目的、対象年齢、用いるワクチン等について、引き続き議論を重ねていくとの結果とされているところです。

このような状況から、带状疱疹ワクチンを予防接種法に基づく定期予防接種としていく方向となることが想定され、時期的にも遠くはないのではないかと思慮するところであり、定期接種化が決定されましたら、円滑に接種できる体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、2点目の「町の福祉施設の各部屋へのエアコンの設置の考え」につきましては、斉藤議員の御指摘のとおり、近年猛暑が続いておりますので、定期的な健康チェックや水分補給の促進、涼しい場所での休息を推奨するなど、利用者の健康管理を心掛けているところです。

一方で、各施設には共有スペース等にエアコンを設置していることに加え、扇風機による冷気の拡散を図るなど、利用者の健康に留意するよう、適切な温度管理に努めているところでもあります。

エアコン設置には、初期投資や維持管理のコストが伴うことのほか、在宅で生活されている高齢者との均衡を図る必要もあると思われ、全額公費による設置は、より慎重に検討する必要があると考えており、現在のところ、各居室へのエアコン設置についての計画はございません。

以上申し上げまして、答弁いたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 6番 斉藤議員。

○6番（斉藤好信君） 今答弁あったとおり、この国立感染症研究所のワクチン、これはなぜこういうふうになったかという、前回も町長の答弁あったとおり、副作用とか…そういう面をまだ…なかなか確認されてないという答弁がありました。それは各自治体においてもそうなんですけども、それを含めて今回、厚労省の中で、国立感染症研究所の分析結果ですか…これが共有されて、今言われた安全性も確認された、それから費用対効果もあるということで、定期接種を含めた方針が了承されたんですね。それで、今後、対象年齢とか、いつ行うかという…それはこれからなんですね。

ここでそういう方針が出されて、これで決まって、すぐさ来年からやるのかということ…そうじゃなくて、やはりですね…今与党あります…各与党の厚生部会に上げて、そこでまた議論し、それからもう一つ与党の厚生部会で議論する、そして合同の厚生部会でさらに議論して、それから議案をですね…これが僕も調べましたというか…お聞きしましたが…でも、本当に早くて…国のあれですからそんなにめちゃくちゃ早いということないんですが…本当に早くなればですね、例えば自民党の総裁選挙があつて総裁が決まると、首班指

名があつて、そこで新しい総理が決まっていますね、そしてまず…例えば総選挙を行うとします、そして選挙結果が出て、そこで臨時国会が起きて…そこで上げれるのか、これが最短ですけども、それはまずあり得ないというか…難しいでしょうと。それともう一つは、来年1月末から始まる通常国会…そこで上げられるかという…そういう段階です。

それにしてもやはりですね、2026年、または2027年というぐらいの…スケジュール的に…これはちょっと分かりませんから…流動的ですから、ですから早くても1年から2年、若しくは3年というですね、そういう期間が多分あると思うんですね…いや本当は早ければいいですよ。

その前にですね、町立病院のことで…どのぐらいの…町立病院にかかっている方ですよ、中にはですね…ぴくっときたときに、やばいと思って、やっぱり市立病院の皮膚科に行かれる方も多いで、全員が下川の町立病院に来てるわけじゃないんですけども、ここ最新の状況の確認を把握されていたらお願いしたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） お答えいたします。带状疱疹ワクチンを受けられている方の状況でございますけれども、以前も答弁してるので…ちょっと繰り返しになるところありますが、まず带状疱疹と診断された方の件数は、令和4年が18件、令和5年が3件、令和6年度が今現在3件ということでございます。

その中で、ワクチン…御存じだと思いますけど2種類あつて、いわゆる生ワクチンが、令和4年が6件、令和5年が3件、令和6年度が今のところ1件、そして新しくできた不活化ワクチンが、令和5年が2件、そして令和6年度に入ってから2件ということで、そういう形で今受けられているということで把握をしております。

○議長（我孫子洋昌君） 6番 斉藤議員。

○6番（斉藤好信君） ワクチンを受けるということはですね、今後の予防ですから、今受けといてそれが発症しないように。私がもう一つ聞きたいのは、やっぱり発症されて病院に来られる方もいらっしゃるし、先ほど言ったとおり、市立病院の皮膚科へ行って処置をしてもらう。でもこれは発症してしまうとですね、私も専門家じゃありませんけども、本当に外科的な措置と、それから飲み薬ぐらいしか今はないんですね。それで風邪みたくですね…飲んで全快となるかといったらそうじゃなくて、常に残っていて、そういう痛みというのはなった方じゃないと分からない。僕もなったことないですから、よく分かりませんが、これはお聞きしたお話の中で…本当に大変な思いをする。

それで、今町長の…ワクチンも言いましたけども…2件ですか、これ生ワクチンというのは7,000円から8,000円ぐらいですね、不活化ワクチンというのは大体1回2万2,000円ですか、これ2回接種ですから4万4,000円、そうすると1人でもこれ4万4,000円かかります。それから2人で行くと8万8,000円。まだそういう…予防ワクチンを接種された方もいらっしゃると思います。これは非常に高額で、特に高齢者の年金生活…年金で暮

らされてる方にとってはですね、これはなかなか手が出せない。手が出せないから接種ができないので、なってしまう確率も非常に多い。これはいつなるかっていうか…例えば感染症じゃないですから、今流行っているからなるんでなくて、これは誰でも可能性があることで、いつなるか分かりません。

それで、先ほど言ったとおり、厚労省の指針が出されたといってもですね、これが国から定期接種が通達されるというのはですね…これはちょっとまだ不確定ですよ。その1年2年3年の間になる方もきつといらっしゃるでしょう、そういうのを含めて、今ですね…自治体の名前は挙げませんが、この7月から始めた自治体もあります。これはですね、厚労省がやはりこういうふうに…有効性とかいろいろ調べて、この定期接種という方向になったのも、やはり全国の各自治体が…自治体独自で助成してですね、やったという事例があるからなんです。今は全国で…ざっくりですけども3分の1に迫る…ワクチンの助成がされてますよね。北海道も本当に多くの町が…今なってますね。この近くでいいますと、上川町とか当麻町とか愛別町…上川管内でも結構多くなってます。一番新しい…今年になってから非常に多くて、中札内村では…先月ですか…7月から助成を行ってます。

だから、これはね、国の動向を見て、国からの定期接種があったから、例えば…2分の1の4分の1の4分の1ですか…大体普通の…ちょっとこれ間違ったらあれなので、担当課もいますので、普通のこのワクチン接種というのは、どういう割合の助成がされてますか。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

高原保健福祉課長。

○保健福祉課長（高原義輝君） お答えいたします。高齢者の定期予防接種の自己負担額につきましては、4割程度とさせていただいております。失礼いたしました、国ですとか道に関しましては、それぞれ費用については、ワクチン等の代金によるところになっております。失礼いたしました、国等の負担額というのはないといえますか、一部、一般財源化してあるところもありますけれども、ワクチン等の代金によるということになります。

○議長（我孫子洋昌君） 6番 斉藤議員。

○6番（斉藤好信君） 先ほど言われた2種類のワクチン、これはどういうふうになるか分かりませんが、やっぱり持続効果という面から見ると、やっぱり不活化ワクチンの方が、9年ほど持続してるという分析結果もあるので、ただし副反応なども…これは専門家が調べたものですけども、生ワクチンは少なく、不活化ワクチンは若干多いであろうという…ありますね。これがどういう国の方針になるか分かりませんが、これは是非ですね…国の動向が出た上で、町としてもそれを行うのは…これは当たり前といえば当たり前なんですけど、その間の…出たら出たで、その時はある程度国からもありますから、助成額はあれですけども、できれば高齢者というか…一応50歳以上から出るといわれているので、高齢者というふうに切るわけにはいきませんが、やはりその間でも町の施策としてですね、是非ワクチン接種の助成の検討をすべきだというふうに思うんですね。高齢者とは限りませんが、出る方というのは…いつ出るか分からない。だからこの2年3

年で出てしまうと、その方はある意味それから先ずっと…後遺症に悩まされることも非常に考えられると思うんですね。そういうのを含めて、是非ですね、町長の判断を伺いたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） お答えいたします。この带状疱疹ワクチンについては、別の会議で、片野院長といろいろとお話をしながら、どういう状況かというところも把握したところでありまして、50歳以上の方に…一般的にですね…そういった带状疱疹が出て、その後…高齢の方については、いわゆる带状疱疹後のピリピリとか痛いという神経痛が発症する確率が高いという話も聞いています。そんな中、1回目の答弁でもお話したとおり、厚生労働省の中にそういった基本方針部会の中の…現状では小委員会の段階でございまして、その小委員会の意見…これに理解を示しているようではすけれども、この带状疱疹の制度上の位置づけですとか、接種の目的、そして対象年齢、用いるワクチン、こういったものをある程度ここで…基本方針部会の中で議論がなされて、定期接種の方に移っていく段階で、速やかに円滑に接種できる体制を整えていきたいというふうな、現状ではそういう考えでおりますので、引き続き厚生労働省の方の委員会の情報ですとか、そういったものも含めて、情報収集しながら判断していきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 6番 斉藤議員。

○6番（斉藤好信君） それではですね、さっきのエアコンの件ですけども、これは先ほど答弁があったとおりですね、本当に北海道も近年にない猛暑で、この中にはエアコンを付けてる方もいらっしゃるかもしれませんが、私のうちはエアコンがない…非常に夜も寝苦しいということは…経験されていらっしゃると思いますけども、例えば支援ハウスは食堂にエアコンが2基ですか、あと、あけぼの園も大広間というか…食事したりするところにもありますけども、部屋にはない状態ですよね。

今年の夏というのは、今北海道の話をしましたけども、全国で8万人ぐらい熱中症で緊急搬送されているんですね。その中でも特に高齢者が多くて、なぜ多いのかというと、高齢者というのは暑さが…例えば家族がその部屋に行ったら非常に暑いんだけど、本人自身は余りそんなに暑くない、ところが、それによってバツといくんですね。だから…そのへんの感覚が若干ね…鋭敏でなくなっている方も…それで多いんじゃないかというふうに思いますけども、そういう意味を含めるとですね、やはり…例えば支援ハウスにしてもですね、家族の方が…身内の方が行かれたときにですね、本当にこんな暑いところにいるのっていう…そういうお話も伺いました。それで今、ドアを開けっ放しにして、カーテンか何か引いてですね…プライバシーのことあって、それで窓を開けて風の流をとって、それで涼しくするっていうか、そういういろんな工夫されてますけども、やはり怖いのは夜なんですね…あそこは平屋ですから、ぬく森もそうですけど、だから夜の間、網

戸にしてやっていくというのは…ちょっと防犯上もよろしくないというふうに思うので、これはですね、早急に…今やってすぐ付くんじゃなくて、来年の夏に合わせて、やっぱり検討すべきじゃないかというふうに思うんですね。

これは高齢者というか年代によっては、倒れて、それが尾を引いてですね…なる場合もあるし、また寝不足が続いて食欲がなくなると、健康の面でも体力がずっと落ちてしまう、ある意味、悪循環になるってことも考えてですね、是非検討された方が…私は是非してほしいと思います。これは家族からの要望でもあるし、入居されている方のお話も伺った上での話なので、是非ですね検討課題に上げていただきたいというふうに思います。

最後に、資格取得の支援について、中小企業振興基本条例にある人材育成事業では、車両系の運転免許取得に関しては、他業務への汎用性があることから対象外となっている。

除雪作業は町民の生活権を守るためにも重要であり、資格者の高齢化に伴い、将来の人材確保のためにも新たな施策が必要である。除雪オペレーターの資格取得を支援して、限定の補助制度の議論をされてきたと思うが、その後の進捗状況を伺いたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 斉藤議員の「資格取得の支援について」の御質問にお答えいたします。

令和5年6月定例会議におきまして、車両系の運転免許取得に対する支援拡大について御質問いただいたところであり、当時の答弁では、「現行制度では、他業務への汎用性があることから補助対象外となるものの、地域の担い手や人材確保のため、今後必要な措置を講じてまいりたい」と答弁をさせていただいたところであります。

その後、さきにいただいた一般質問の御意見の内容や、その後、中小企業審議会の答申ということで、その内容を十分踏まえた上です、人材確保育成のため、早急な運用の見直しが必要だと判断いたしまして、人材育成事業の補助対象の運用を見直しまして、本年4月からは車両系の運転免許取得に係る経費についても補助対象ということでさせていただいたところでありまして、除雪オペレーターの資格取得につきましても対象としたところであります。なお、今年度8月末時点での実績といたしましては、車両系の運転免許取得に対する支援につきまして、1件の交付決定をしております。

今後におきましても、中小企業者等に対し補助制度の周知を一層図るとともに、除雪事業者に対しましても適切に情報提供し、周知を図ってまいりたいと思います。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 6番 斉藤議員。

○6番（斉藤好信君） 町長ね…これは昨年の6月定例会議で私が一般質問しましたよね、その後ですね、いろんな面を考えて、それで答弁にあるとおり4月から始めた。だけどこれは…私も聞いてないし、やっぱりこういう議事堂で一般質問という形でして、町長が答弁すると、でもあの時は…今あったとおり…他業務の汎用性があるから、これは対象外

だと、そういうふうに言いましたよね。これは町長だけでなく、以前からも…そういうお話でありました。それをこういうふうに変えたのは、それは非常に画期的なことであるし、やっぱり町長のリーダーシップだと思います。

ただ、ちょっと…周知の方法が…若干ですね、やはりこの一般質問という…ある意味私たち議員は、町民の負託を受けて、そして町の中でいろんな要望とか、困ったこととか、いろんな面を踏まえて、そこでここに立ってですね、そして町長と議論して、これからの町政の方向性を決めていくっていう…非常に僕は大事なことだと思うんです。これからの時代の議員も含めて、そういう意味では少し…周知の方法が、若干、私はですね…不満ではありませんけども、不備があったんじゃないかというふうに思うんですが、町長いかがですか。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） お答えします。仰られるとおりですね、周知が少し…不備があったというか、少なかったという部分を本当に反省しておりまして、ホームページ上の中小企業等に対する支援制度の中に、具体例として車両免許取得というのを加えてお知らせをしてたんですけども、事業者の方含めて、説明が少し足りなかったかなというふうに反省しております。

また、一般質問等でいただいた政策提案でしたので、きちんと議会の方にもですね、こういったものを加えるということをお知らせするべきだったなというふうに思っておりますので、今後こういうことのないよう、頂いた御意見を踏まえて、きちんとお話をしていきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 6 番 斉藤議員。

○6 番（斉藤好信君） この内容です…これは非常に良い施策なんで、例えば除雪を今されてる、国道、道道…企業がありますよね、それも含めて、町の中…福祉除雪も含めてですね、個人的に除雪されてる…個人事業主もいらっしゃいますけども、それを含めての助成、そういう認識でよろしいですか。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

亀田産業振興課長。

○産業振興課長（亀田慎司君） お答え申し上げます。今回の運用の見直しで、人材育成事業の項目の中で、具体的に、大型自動車免許、大型特殊自動車免許、けん引免許等、車両に関する免許取得を対象としております。

また、業務上必要とする資格取得の研修も対象ということで、技能講習のようなものも対象になりまして、中小企業者、個人事業主、そういった方々も対象になるところです。

以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 6 番 齊藤議員。

○6 番（齊藤好信君） 先ほど答弁あったとおりですね、周知…企業体の方も知らなかったみたいですので、是非ですね、提案ですけども、そういう方々…企業主、個人事業主も含めてですね、一度…そういう会合か何か、やはりペーパーだけじゃなくて、ホームページだけじゃなくてね、やっぱりきちっとお知らせして周知した方が、せっかく良い施策ですので、やっていただきたいと思います。

それから、こういうオペレーターは、取得されてすぐ使えるかということ…そうじゃなくて、いろんな免許もそうですけど、やはり場数を踏まなければなかなか機能しないんですね。そのためにやっぱり、例えば除雪にしたら一冬、二冬、三冬と経験を積んでだんだん上手になってくる。その間に、今されている方がだんだん高齢になっているので、そのバトタッチをされるという…そこをスムーズにしないと、やはり町民の生活…安全安心な生活を守るという面では非常に難しくなると思うので、是非ですね周知を徹底していただきたい。

それから、この間もあった台風 10 号の…ああいう災害に遭った時に、建設業界と災害時の提携協定を結んでいらっしゃると思いますけども、そういう時にも力が十分発揮できるようにですね、早めに懇談会なり…いろんな面を含めて周知してですね、この施策を活用していただきたいということをお願いして、私の質問終わります。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） これで、齊藤議員の質問を閉じます。

質問番号 2 番、4 番 中田豪之助 議員。

○4 番（中田豪之助君） 「町民とともに歩む」町政を実現する取り組みについてということで質問していきたいと思います。

町長の公約にある「町民とともに歩む」町政を具現化する方法の一つとして、指定管理者選定委員会において、モニタリングの結果や評価ポイント等、指定管理者の選定理由を町民に公開するべきだと考えます。

町長の公約では、4 番「町民とともに歩む」というところで、「①各種計画、各種会議などのまちの情報を分かりやすくお知らせします」とあります。

私は 3 月定例会議の一般質問で質問しましたが、その時の答弁というのは、「現在、職員のみで構成されている指定管理者選定委員会には、町民が加わることはできない」という答弁でした。

これらの評価ポイント、モニタリングの結果について情報開示を行うことにより、町政の透明性を確保し、町民の理解を得て、そして町長の公約である「町民とともに歩む」まちというのが実現すると考えます。町長の見解をお伺いします。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 中田議員の「町民とともに歩む」町政を実現する取り組みについて」の御質問にお答えします。

令和6年3月定例会議におきまして、指定管理者の指定手続について御質問をいただき、指定管理者選考委員会に「町民を委員に加える」、「外部の人間の任用も検討する」ことにつきましては、指定管理者の候補者選定のための選考に当たって、当該施設について利害関係者となり得る町民の方が委員となる場合があることから、更新などで多くの施設を公募する際は難しいと判断しており、今後におきましても、指定管理者制度導入基本方針に基づき、指定管理者を指定してまいりたいと答弁させていただいたところであります。

御質問のありました、「指定管理者選定委員会におけるモニタリングの結果や評価ポイント等、指定管理者の選定理由を町民に公開すべき」につきましては、これまでは、募集要領において選定基準と選定方法を、また、指定管理者の指定結果について、情報を公開してきたところであります。

選定理由の公開につきましては、指定管理者選定の公正、透明性の観点から、一定程度公表することが望ましいと判断いたしましたので、今後におきましては、事業者の事業活動などに影響がないよう、法人・団体情報への十分な配慮等を行った上で、指定管理者制度導入基本方針や選定理由について、町民の皆さまに御理解いただけるよう、積極的に情報を公開してまいります。

以上申し上げまして、答弁いたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 4番 中田議員。

○4番（中田豪之助君） 今の答弁で、法人・団体等に配慮を行った上で、基本方針や選定理由について、積極的に情報を公開していくという、大変画期的といいますか…本来あるべき方針になるということで、大変それは良い施策だと思います。

ただですね、今も同じように…利害関係者が委員となる場合があるので、町民の参加はできないということでしたが、本来的に、私は…そこはやっぱり第三者といいますか、役場職員以外の、町外の有識者でもいいですけど、参加するべきだなというふうに考えます。

本町の最高規範の自治基本条例ですが、その8条には「町民参加の推進」ということであります。第8条「町は、次の事項を実施する場合は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、町民の参加を推進し、意向を反映します。」ということで、「(4) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定するとき。」「(5) 広く町民が利用する公共施設の管理運営方法などの決定をするとき。」は、町民の参加を推進し、意向を反映するという…第8条なんですけれども、町長はこの点について、いかがお考えでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） お答えいたします。自治基本条例「町民参加の推進」の部分でございますけれども、ここについてはですね、広く町民が利用する公共施設の管理運営方法などを決定するときに、町民参加の推進ということで、例えば新たに施設を建てるときに

すね…どういう形がいいとか、いろんな意味で、委員会、審議会、そして説明会、あるいはパブリックコメント、管理運営の時に条例等も制定しますので、そういった場合に、この8条の理念に従って、そういったものを設置して進めますということです。

指定管理に関しては、これまで数度更新をしてきたんですけども、私もその事務に何回か携わってまいりました。その中で、いわゆる町民の方ですとか、専門的な知識を持っている方を…排除してるという考えではなくて、以前もちょっとお答えしましたけども、専門的知識が必要な場合は、委員会に入っていて、アドバイスを頂くという立場で進めた事例もございますので、そういったものは…ケースによってはお願いする必要があるかなというふうに私も思っているところですが、条例の規定の中では、排除するものではありませんし、あるいは…委員会は…独立したといったら変ですけども…私がその中に入って議論するわけではないので、委員長は総務企画課長がやって、合議体でいろいろ審査をしていただきますから、その中で、必要があればそういった方に出していただいて、アドバイスを頂くということは可能だと思っております。

それで、これから12月定例会議に向かって、多くの施設が指定管理の更新ということで議案を提出させていただきますけれども、その準備作業を今…モニタリングを含めて、指定管理選定委員会の方で進めてもらっております。その中で必要という判断があれば、町民の皆さん等に入っていただいたり、あるいは専門の方に入っていただいたりする場合もあると思うんですけども、町民の方に入っていただくのが…多岐にわたっての一つの委員会ですから、いろんな施設が入っていますので、全く利害関係がないという方を選ぶのもなかなか厳しいのかなというのも…ちょっと印象としてあります。

それで…ちょっと長くなってすみません…今回、1回目の答弁でお話させていただいたとおり、今まではいろいろな事業者の方への影響があるという判断から、本当に最初の…要領ですとか、仕様書ですとか、そういったものは公表していましたが、あと決定された方の部分だけだったんですけども、可能な限り情報公開して、町民の皆さまに御理解いただく方向で今考えていますので、そういったことも含めてですね、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（我孫子洋昌君） 4番 中田議員。

○4番（中田豪之助君） 本当に…今、情報の開示とか、透明性の確保ということは、企業とか自治体にとっては当たり前のこと、それを怠っていると大変な非難を浴びるといいですか、批判を浴びて、非常に運営が厳しくなるような状況ですので、このような取り組みは第一歩として非常に意義のあることと考えます。

それでちょっと…宣伝も兼ねてなんですけれども、7月21日に鷹栖町で、議員とか議会事務局を対象にした研修がありまして、そこへ行ってきました。そこで非常に印象的だったのが、大正大学の江藤俊昭教授^{えとうとしあき}という方が講演してまして、そこは北海道の自治体と府県からも議員さんが来てたんですけど、どこの自治体でも課題は共通といいますか…高齢化、それから子育ての問題、議員のなり手の問題、みんなそういうものを抱えていました。

その教授が言うには、今は縮小社会だから、そういう時には、住民と議員と首長が総力戦でこれからの地域社会を支えていく必要があるんだということを言ってまして、まさにそのとおりだと、この課題を解決するというか、難局を乗り切るというか、生き残るためには、まさに総力戦が必要だと、その総力戦のための第一歩が…先ほど町長が仰った新しい取り組み、モニタリングの結果とか…そういうことを公開して、必要があれば有識者とか町民も入っていただくと、それは総力戦の第一歩ですし、それが町長の公約である、まさに自治基本条例にあるような「町民とともに歩む町政」ということを実現することにつながると思います。

今後も、12月の議会に係るのかもしれませんが、モニタリングの結果の公表とか、情報の開示、そしてその周知というか…情報公開の仕方とか、引き続き私はチェックというか…監視の目をしていきたいと考えております。

これで私の質問を閉じさせていただきます。

○議長（我孫子洋昌君） これで、中田議員の質問を閉じます。

ここで10分休憩をいたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前10時55分

○議長（我孫子洋昌君） 議場の室温が高くなってきておりますので、各自、上着を脱ぐなど、対応をしてください。

休憩を解き、会議を再開いたします。

質問番号3番、1番 桜木 誠 議員。

○1番（桜木 誠君） 6月の定例会議の一般質問に続きまして、今回もしんがりとなってしまうしました。このしんがり…余談ではございますが、一般的には最後尾だとか…げっぱ、そういうような解釈をされる方が多いかと思いますが、私これ…しんがり…よく分からなくて、ちょっと調べてみたところ、戦国時代の戦のときに、例えば窮地に追い込まれた部隊が逃げるときですね、最後尾にて殿様を守る…こういう役割をしんがりというようです。

守るということなんですが、私、今回の質問…攻めの姿勢で、より具体的で明確な答弁を引き出していきたいと考えております。それでは早速、通告に従いまして質問をさせていただきます。

公共施設の再編・統廃合に関する質問につきましては、昨年の12月定例会議においても行ったところでありまして、その際に町長からは、利用者などの理解や合意の下に進めていくと、前向きな答弁がされたところでございます。

今回は、その後、各公共施設を利用されている方たちに、どのように情報提供や説明を行ったか、その進捗状況などについて説明を求めるものでございます。

公共施設の再編・統廃合などの案件につきましては、昨年度策定されました第9次下川町行政改革大綱、この中の…二つの重点項目がございまして、その中の一つ、健全で持続

可能な財政基盤の確立の中に、公共施設の適切な管理運営と最適化などの改革項目とし、年々老朽化していく施設のあり方や、増大する施設の維持管理費用を抑制せざるを得ない状況のほか、施設の開館時間の短縮などの管理運営方法の見直しについて、町の担当者から説明を受けたところでございます。

一方で、先般、これは地元の新聞にも記事として掲載されておりましたが、町民の有志6名で組織をします「住民の学びを考える会」が、町内の各公共施設を利用している団体などに対して、独自のアンケート調査を実施しております。この結果につきましては、町と議会にその内容の説明などをしていただきました。本来であれば、私たち議員が率先してやらなければならないものなのかなというふうに…ちょっと反省をしているところでございますが、その結果の内容としては、利用者から肯定的な意見があったものの、不安な声も散見…ちらほらと見られているような状況でございます。

そこで田村町長に質問です。この間、各公共施設の利用者などに対して、どのように情報提供や説明を行ってきたのか、また、今後どのように情報提供や説明を行っていこうと考えているのか、答弁を求めます。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 桜木議員の「公共施設の再編・統廃合などの町民への情報提供について」の御質問にお答えいたします。

公共施設の再編・統廃合につきましては、御議決いただいた「下川町公共施設等総合管理計画」及び「下川町公共施設個別計画」に基づき、施設の廃止・除却・譲渡・統合・長寿命化などの対応方針を定めておりまして、「第9次下川町行政改革大綱実行計画」の取り組みとしても位置づけているところでございます。

計画に基づき、現在、老朽化により危険度の高い施設を優先的に、施設の廃止等に向けて利用者と協議を進めているところでありますが、一部利用者への説明が一方的で対応が不十分との町民の声もあり、しっかり利用者に寄り添った形で、丁寧な説明・対応をするよう担当課に指示をしているところであります。

また、施設の管理運営方法の見直しについて、総合福祉センターの開館時間等の見直しを掲げておりますが、総合計画審議会の答申で「他の貸館施設の利用条件を点検し、住民ニーズと管理の効率化を町全体として考えるべき」との御意見を頂いているところであり、今後、改めて機能等が類似する貸館施設の利用実態等について、関係課と情報共有し、協議をしてまいります。

引き続き、公共施設の再編・統廃合につきましては、町民、利用者等の御意見を頂きながら、全庁横断的に検討、協議を進めてまいります。

なお、今年度は、役場庁舎等のあり方について検討を進めるため、総合計画審議会に、仮称ではありますが「役場庁舎等のあり方検討部会」を設置し、計画における「移転又は更新」の対応方針に基づき、役場機能等について将来どうあるべきか、住民サービスの向上、行政の効率化、災害対応、都市計画・都市機能面、財政面などの視点で、検討・議論を進め、今年度中に一定の方向性を見い出してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 1 番 桜木議員。

○1 番（桜木 誠君） ただいま町長の方から最初の質問に関する答弁を頂きました。

情報提供の状況としましては、町で策定をしました「公共施設等総合管理計画」などの計画に基づき、現在、老朽化により危険度の高い施設を優先的に、施設の廃止等に向けて利用者と協議を進めているというふうに答えがありました。その一方で、一部利用者への説明が、一方的で対応が不十分…そういう声があるという、この件に関しては私も十分承知をしております、一部…何と申しますか…間に入って調整などをさせていただいた経緯もございます。

また、庁舎内で、こういうことを十分情報共有、それも大事かと思いますが、この答弁の中には担当課に指示をしている、また、利用実態等について情報共有をしている。これは私が考えるところ、多分課長会議、若しくは訓示などで伝えているのかなというふうに思っております。ただし、課長会議で伝えた場合、それが例えば…その所属する職員に細かく、正確に伝わっているかどうか、そういうところもとても大事なところかなというふうに思っておりますので、そこは確実に伝わる方法、そういう形の中で、全庁全体職員で…みんなで情報共有していただきながら、それを地域の利用される方たちに情報提供するとか、説明の方に反映させていただければなというふうに考えております。

今後の例えば情報提供とか説明の方法については、今具体的には…ちょっとなかったかなと感じておりますが、この後の質問で更に深掘りをさせていただきたいと思っております。

今の答弁の中で「役場庁舎等のあり方検討部会」という話がありましたよね。ちなみに議会で昨年の秋、道内所管事務調査で行った小清水町ですが、防災拠点型複合庁舎「ワタシノ」というところがあるんですよね。ここは防災時の避難場所、あとはコミュニティとしての場所、カフェ、トレーニングルーム、あと防災の際に使えるコインランドリー…その際には無償になるという話でありましたが、こういう先進地を十分見て、今後検討されたらいいかと思いますが、当然想定内かと思いますが、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 町長。

○町長（田村泰司君） お答えいたします。役場庁舎は、住民の皆さんにとって、場所も含めて、機能も含めて非常に重要な拠点かなと、防災の面も重ね合わせますと、先ほど申し上げたとおり、やはり住民サービスの向上に寄与しなければなりませんし、またあるいは行政の効率化ということで窓口の効率化も含めてですね、非常に重要な形ですし、やはり防災の拠点…防災の考えでいくと、現状の役場庁舎をですね、老朽化してる部分もありますし、耐震も対応してないということで、早急に対応しなければならない部分かなと思います。そのほかの視点でいくと、都市計画上…位置も含めてですね、非常に…どこに置くかによって皆さまの利便性が変わってくるなというところもあります。

そういった都市機能の面も含めて、あるいはやはり…余り発言したくないですけど…財

政面も含めて、非常にいろいろな面から検討を進めなければならないというふうに思っています。

これをある程度、役場の中堅どころも含めて将来の事を考えていくというふうに考えると、中堅の職員の皆さん、あるいは町民の皆さまと一緒に議論していく、検討していく必要があるなというふうに思っているところでありまして、それぞれ災害ですとか、都市計画の面とかでは、ある程度の方向性というか考え方は出ているかなと思いますので、それに加えて、住民サービスの向上ですとか、機能効率化というところも、これから議論していきたいなというふうに思っております。

非常に多額の事業費がかかりますので、財政面の事も考えた時に、こういった…財政的ないろんな支援だとかを使っていったらいいのかとか、いろんなところがありますから、少しお時間をいただくことになるかと思うんですけれども、やはりいろいろな議論が、その過程がですね、その後の施設の利用にも非常に有効であるというふうに思っていますので、そういった面も含めて、これから進めてまいりたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（我孫子洋昌君） 1 番 桜木議員。

○1 番（桜木 誠君） ただいま大変前向きな答弁を頂きました。あり方の検討については、町民を含めてという回答がありましたので、公共施設の再編・統廃合に当たっては、当然役場庁舎…消防庁舎もかなり老朽化しておりますので、それらは全て住民サービスに関わるものでありますので、是非町民の皆さんも巻き込んだ形で議論、検討を進めていただきたいと考えております。

それでは次の質問になりますが、さらにちょっと深掘りをさせていただきたいと思います。各公共施設の使用料設定の中で、営利を目的とするものは 5 倍に相当する額とする、そういう規定がございます。その営利を目的とするものの適用範囲によっては、町民の主体的な活動を阻害することが懸念されます。この質問に関しましては、6 月の定例会議においても同僚議員が質問しておりまして、その時、町長も答弁をしております。その時の田村町長の答弁の概要は、「活動の活発化は重要ですが、施設の維持管理を考えると、町民に多くの負担が発生する懸念もあり、公共施設全体の編成と併せて、料金の見直しも検討し進めていきます」と答弁しております。より具体的にちょっと答弁をいただきたいんですが、そこで営利の考え方について幾つか例示をしたいと思います。

一般的に営利とは、財産上の利益を図ること、または金儲けなどと解されることが多いのが現状でございます。一方で、法律上、例えば会社法という営利、これは事業活動により得られた利益を社員や株主などの組織の構成員に分配することなどの行為が営利に当たる。その対義語として非営利団体、いわゆる N P O がございますが、ここでいう非営利とは、利益を上げてはいけないという意味ではなくて、利益を得ても構成員に分配せず、組織の活動目的を達成するための費用に充てることを示すとなっております。

非営利活動団体の定義を定めた特定非営利活動促進法では、政府や自治体では十分に対応できない環境や福祉などの問題について、市民…下川でいうと町民になりますが、これを自主的に行う団体を示しており、町の規定に照らし合わせたときに、N P O 法人などは

営利を目的とするもの5倍には該当せず、それに準じたサークルやグループなども私は同様と考えております。

町長の営利を目的とするものの考え方について、答弁を求めます。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） お答えいたします。今、桜木議員が仰られたとおり、一般的に営利とは、単純に考えると利益を得るというふうに解釈されることが多いと思います。会社法でいう…営利とは事業活動によって利益を配分するとかというような解釈もありますけれども、一方でNPO…特定非営利活動法人ということで、こういった法律に定められた団体でありますので、全ての事業が非営利ということではないと思うので、そちらの方は、一般の事業者が行っている事業活動と同様の事を行っているケースもありますので、団体区分だけで非営利だというふうに…全ての公共施設利用の際とかですね、非営利という判断はちょっと難しいかなというのが現状では思っております。

前回、奥崎議員からいただいた質問の中でもお答えをしましたがけれども、一般的にサークルとかグループなどで、参加料を徴収したり、作ったものを販売するので、それがイコール営利という考えは…一律営利だという考えはちょっと私は今の段階で思っていないので、そういったものの中で町民の活動が活発化することがまず重要であって、ただ、一定程度の使用料というか、施設を維持するために利用料はいただかなければならないという判断もありますので、そういったものも含めてですね、先ほども指定管理のお話でふれましたけれども、新年度、指定管理の更新がありますので、12月の定例会議に提案を予定していますから、それまでに統一した見解をある程度…これからさらにどういうふうになっていくかというのを調査して、統一した見解を出していきたいなと…営利・非営利の考えですね、そういった考えでおります。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 1番 桜木議員。

○1番（桜木 誠君） 今の町長の答弁、営利の考え方については、ほぼ私と同じような内容かと思います。サークル・グループの町民の活動、これはやっぱり阻害してはならないという考え方は同じではないかなというふうに思います。

また、来年度の指定管理の更新ですね、それに当たっては、前向きに…内容の見直しも検討していただけるという話をいただきました。

そこでですね、各公共施設の使用料の見直しに当たって、営利を目的とするものは5倍に相当する額や、あと減免の規定もございますよね。こういうものを見直す必要があるかと考えておまして、町の公共施設を使用する際の使用料の減免規定は、下川町公の施設の設置及び管理に関する条例の第6条第2項「使用料」になるんですよね。ここに定めがありまして、「町長は公用に供し、又は特別の理由があると認めるときは、使用料を免除することができる」とあります。そこで、私、前回同様、和寒から中川まで各町村自治体の状況、士別と名寄は調べていないんですが、営利目的の使用の場合の加算、そして減免、

この状況について調べてみました。

下川町は御承知のとおり 5 倍、中川町は 1.5 倍、音威子府村 5 倍、美深町…ここは町内・町外で若干違いまして、町内 2 倍、剣淵町 2 倍、和寒町が 5 倍という状況になってございます。営利目的使用の場合の加算については町村によってバラつきはありますが、減免の規定について、町や村が主催する、若しくは後援する行事や研修、こういうものを公共または公益の用に供するとき、そのほかに…ちょっとこれは曖昧な表現になるかもしれませんが…特別の理由があると認めるときが免除される、そういうような状況でございました。

ここで調べた中で、和寒町の公の施設の使用料減免規則というのがありまして、この中では…施設ごとにちょっといろいろ分かれているんですが、結構明確な基準があります。

減免基準と減免団体というのがありまして、例えば教育関係、福祉関係、産業、住民環境、総務、またそのほかに少年団みたいな…そういう区分けがありまして、その中には明確に団体名も入ってるんですね。最後のまとめとしては、よく使う「等」「など」という表現もあるんですが、これを見たところ、ボランティア関係だとか、サークル、あとは何か行事をやる際の実行委員会など、そういうものもみられております。

このように具体的に示すことで、利用される方も分かりやすいなというふうに感じたところでございますが、このような規則・規程を今後制定する、定める、そのような考えはあるかないか、ちょっと答弁を求めます。

○議長（我孫子洋昌君） 町長。

○町長（田村泰司君） お答えいたします。先ほど申し上げましたとおり、まずは営利、非営利のところを、今回、指定管理の更新時期に合わせて、指定管理の施設だけでなく…いわゆる直営の施設も含めて、一定程度整理をさせていただくということに注力をさせていただきたいなというふうに思います。

また、減免のお話についても、その際にバラつきがあるということであれば、一定程度統一いたしますけれども、この後、作業といいますか…今考えてる想定では、公共施設の料金改定、公共施設の機能整理統合、更新分含めてですね…改修も含めて、一定程度、見通しがついた段階で料金改定もしていかなければならないなというふうに思っておりますし、やはり公共施設を利用される場合に、一定程度…いわゆる利用料を御負担いただいて、それを維持管理・修繕の方に回していかなければならないということもありますので、そういったものを全体的に考えた上でですね、減免規定…必要があれば制定していく必要があるかなというふうに思っております。現状、減免のところ、どういった状況にあるかというのは、更に調査をしていこうというふうに思っております。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 1 番 桜木議員。

○1 番（桜木 誠君） 減免に関しては、これから調査を進めていただけるという話があったので、是非そのへんは積極的に前向きに進めていただきたいと思います。

今回、この質問を考えるに当たって、ちょっといろんな方からお話を聞いた時に、公共施設を使用する際に、営利目的…この解釈が、例えば担当指定管理者によって若干違って、

その5倍に当たる部分を徴収された…事実関係はまだちょっとしてないんですが、そういう話を聞いたり、そのほかにも、例えば貸館の申請をしますよね、例えばハピネスをいついつ借りたいですよといった時に、いつも恒常的に借りている団体があると思いますよね、そうしたら先に…例えば桜木がハピネスを借りたいですよといった時に、「ちょっとお待ちください。先に恒常的に借りている団体がありますので、ちょっとそちらの方を優先させていただきたい」という、そういう話もちよっと聞きました。これは多分、常日頃…恒常的に使っているんで、そちらの方に重きを置いたという考えに至って…これは聞いた話ですからね、そういう誤解を招くとか…そういう話を聞きましたので、火のない所に煙は立たないということもございますので、そういう誤解とか…招かないように、例えば役場庁舎内で情報共有だとか、しっかりした…先ほど指示をするという話もありましたので、そのへんをしっかりやっていただければいいかなと思います。

また、施設によっては、申請の受付時期、例えば半年前からオーケーだよ…3 か月前だよ…何かこれもまちまちだという話も聞いておりますので、そのへんも再度検証していただいて、是非見直しをしていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） そういった事実も含めてですね、きちっと確認して、公平性の観点から、やはり皆さんに使っていただける公共施設になるように、これからも進めてまいりたいと思っております。

ちょっと話が逸れるかもしれないですけど、営利とか町外使用の話の価格の差というのは、やっぱりそういうところも反映されての金額設定かなと思うんですね、前回の質問でもお答えしたとおり、やはりそういった営利の方が公共施設を占有して、ずっとお店のように使うとか、あるいは町外の方がたくさん来て使って、ずっと占有して町内の方が使えないとかっていうのを防ぐために、それぞれの町村でそういった価格に差を付けているのかなというふうに思っておりますので、まずは町内の中でもそういう事実が…例えばずっと押さえられてるみたいな話になると、非常に皆さんにとって使いづらい施設になってしまいますので、そういったところもいろいろ情報収集して、公平性の観点から対応してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（我孫子洋昌君） 1 番 桜木議員。

○1 番（桜木 誠君） 是非各公共施設の使用に関しては、町民が等しく使用できるように、公平公正な観点から、様々な手続や指示などをしていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきますが、先ほど中田議員のお話にもちよっとあったんですが、本町には、町政運営の基本的な理念や制度運営の原則を明らかにすること、町民・町・議会の相互の連携協力、それぞれの役割と責任などを定めた、まさに町の最高規範である自治基本条例があります。

これは町民の知る権利や町政参加の推進を定めたものでございまして、その中の、知る

権利や参加の主なものとしまして、第3条第1項「基本理念」の中に、町及び議会は、町民の知る権利を保障するための積極的な情報公開や、町民参加を推進するための条件を整えること、また、町民が意欲的に町政運営に参加できるよう、多様な参加の機会の保障と意見反映を行うことなどの規定が定められております。

また、第5条「町民の知る権利」、こちらには、町は情報を正確で分かりやすく提供するなどの規定が定められております。

さらに第8条「町民参加の推進」第1項第5号、これは先ほど中田議員が言われたものと同じものになりますが、広く町民が利用する公共施設の管理運営方法などの決定をするときと定められております。

町民参加の方法としては、これも自治基本条例第9条「町民参加の方法と時期」にも記載がありますが、各種委員会や審議会、意見交換会、アンケート、パブリックコメント手続などが定められております。

3月定例会議において、私…関連した…一般質問としまして、町民と対話する機会の創出について、答弁を求めています。その際に町長からは、町民との対話は必要不可欠という答弁を頂いております。是非、自治基本条例の定めにあるように、町民が意欲的に町政運営に参加できるよう、町民と対話する機会を設けるべきと考えますが、町長のより具体的な答弁を求めます。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） お答えいたします。桜木議員が仰るとおり、自治基本条例は本町の町政運営の最高規範ということで、自治体の憲法であるというふうに認識をしております。実は私も制定の議論の際ですね、作業チームの一員として、この議論に携わった経験もあることから、この自治基本条例の理念を尊重し進めることは基本であると、私も考えております。

町政運営の町民の参加につきましては、自治基本条例の制定の際…これと並行して、今も続いておりますが、総合計画の見直しの仕組みですね、行政評価から総合計画の見直し、こういったところに…委員さんが主ですけども御意見を頂いて進めていくという、これをずっと続けているところであります。

今、公共施設のいろいろな議論をさせていただいておりますけれども、この公共施設の再編・統廃合につきましては、この総合計画の見直しの仕組みの中で、前期計画期間の中でありましたが、約3年間程度、公共施設の見直しについての議論をして、御意見頂いてきたところでありまして、そういったベースがあり、今いろんな御意見を…先ほどもお話ししたとおり…意見を頂きながら進めてきたところでございます。

先日、住民の学びを考える会の皆さんとの…貴重な懇談の機会をいただきました。まず私から、町の財政の現状ですとか、公共施設総合管理計画のお話、それから個別計画のお話など、再編に向けた今の動きをお話させていただきました。いろいろアンケートの結果ですとか、今、町民の皆さんからの御意見等いろいろな意見交換をすることができたということで、ちょっと予定よりオーバーして御迷惑かけたんですけど、かなり具体的なお話を

させていただいて、有意義な時間であったなというふうに思ってます。

自治基本条例にある町民参加の手法にこだわらず、いろんな形で皆さんの御意見を伺っていくことが必要だというふうに思ってますけれども、自治基本条例に制定されているものに関しても、アンケートですとか、意見交換、そして審議会、委員会、パブリックコメント、こういったものを通じて御意見を頂いた上で、議会の方に提案する案件を固めていくということでありまして、手続も大事なんですけれども、やはり町民の皆さんの御意見を反映してまちづくりを進めることが重要だと私も思っております。

町民の皆さんの御意見を伺う手法は、それぞれの段階で様々な方法を用いてやっていきたいというふうに思っておりますけれども、やはりいろいろ…手法によっては話しぶりとか、あるいは参加しぶりとか、いろんなことがありますので、できるだけいろいろな工夫をしながら伺う形で進めていきたいというふうに思っています。ちょっと具体的なお話ではないかもしれませんが、そういった思いを持ってやっていきたいと思いますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 1 番 桜木議員。

○1 番（桜木 誠君） 公共施設の再編・統廃合については、やっぱり町民の意見なくしては…なかなか充実したものにはならないのではないかと考えております。手法としては、自分の話では対話…その手法はいろいろあるという話をされておりましたが、直接対話というのはやっぱりとても大事なところかなと思っております。

私もこのような立場になってから、例えば議員とフリートーク…もう何回やりましたかね…結構数はこなしたんですが、やっぱり直接対話することによって、相手の表情だとか…言葉もそうですけど、そこから聞き取れるものも多々あります。

今回、この公共施設のアンケート…話を聞かせていただいた時に、多くの情報を得ることができました。その中に使用料の見直しという話がありましたよね。とても理解の深い方もいらして、「今の使用料は安いから、もっと上げてもいいんじゃないでしょうか」という意見もあったり…全てがそうではないですけど、町の財政状況も考えながらそうやって言っていただく町民の方もいらっしゃるの、やっぱりそこは対話、情報提供、まずそういうところをしっかりとやっていただくことが、地域自治と住民自治につながっていくのかなというふうに考えております。

ちなみに、来年の3月で行政告知端末が廃止になりますよね。確か4月から連載で広報誌に出ていたかと思うんです。手法としては、情報提供の手法ですけど、そういう連載ものとして…まして「広報しもかわ」は全戸配布ですから…みんなが読むとは限らないですけど、少しでもそういう機会を設けることで、お互いの相互理解というか…そういうところにもつながるのかなというふうに思っております。これは具体的なものを言いましたが、いかがでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） お答えいたします。行政告知端末のお話を例に挙げますと、まずは状況の調査ということで、皆さまにアンケートを行って、どういう状況であるかという把握と今後の方針について、広報等を進めるとともに、やはり不安を持っておられる方に関しては、相談を受けるということで対応してきたところであります。急に…次の年からすぐなくなるというお話ではなくて、少し期間を取って丁寧に対応したいということで、今担当の方で進めているところでありまして、並行してそれに代わる情報提供のツールを進めてまいりますし、それを…なかなか使えないんじゃないかという不安の方もいらっしゃるの、ちょっと時期遅くなっておりますけれども、スマホを中心として考えていったときに「スマホ教室」ですね、全ての皆さんの不安を解消するのはなかなか難しいところでもありますけれども、そういったいろいろな段階を経て、対応していきたいということで進めているところでありまして、これ…私としても、それぞれの公共施設も含めてですね、基本的な考え方として、やはり大きく変化する場合においては、できるだけ丁寧に…時間がかかって遅いんじゃないかといわれるかもしれませんが、できるだけ丁寧に対応するように職員にも話をさせていただいて、途中経過を聞きながら…もっと丁寧にという話も何回もしている状況であります。

本当に御理解を得て、いろいろな課題を解決していかなければなりませんので、皆さんとの対話を重視して進めてまいりたいと思っておりますし、いろいろ工夫して、お話しやすい状況をつくって、やっていければなというふうに思っておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 1 番 桜木議員。

○1 番（桜木 誠君） 今後より丁寧に工夫しながらという話を頂きましたが、公共施設の再編・統廃合…以前も申し上げましたが、なかなか行財政が厳しい中で、例えば役場庁舎、消防庁舎、公民館、あとは福祉施設でいうと、あけぼの園、やまびこ学園もかなり老朽化が進んで、近い将来、更新時期になるのかなというふうに思います。そういうものを今後進めていくに当たっては、やっぱり町民の皆さんの理解が必要不可欠というふうに考えておりますので、町長が全て情報提供と説明することは不可能です。ですから、職員全員で共有をして、同じ認識を持って情報提供、いろんなツールを使って説明などをしていくのが一番いいのかなと思っております。あと対話…やっぱり言葉と言葉のやり取りというのはとても大事なものだと思っておりますので、人間…コミュニケーションというのは、やっぱり相手を知るための大事な要素だと思っております。だからやっぱり対話なくして…何ていうんだろう…その先の発展がなかなかないのかなというふうに思っておりますので、是非そのへんは、前向きに、心しておりたいと思います。

公共施設の再編・統廃合については、先ほど申し上げたとおり、行財政運営の効率化を図るために当然必要なものでございまして、行政も町民も痛みを伴うものでございます。

それを着実に進めることによって、住民サービスの向上につながるものと思っておりますが、最後に、その公共施設の再編・統廃合を進めていくに当たっての町長の決意を聞かせていただきまして、私の質問の全てを閉じたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 町長。

○町長（田村泰司君） お答えいたします。やはりこういった厳しい時代においてですね、10年後、20年後、下川町の将来を見据えたまちづくりを進める上で、やはり公共施設の見直し再編は避けては通れない大きな課題の一つであるというふうに私は認識しております。

まちづくり全体を考えた時に、様々な施策・政策ありますけれども、基本はやはり法律や条例に従って、正しい手続を進めなければならない…これはもう本当にやらなきゃいけないところですけども、まちづくりの方向性やいろんな議論をする中で、正解というものはないかなと…自分で常日頃思っています。常に将来を見据えて、現状の皆さんも含めて最適な答えを出すという最適解、これが町にとって…最適な答えを導き出していくことが必要かなというふうに自分は思っております。

今後、様々な角度から検討・協議を進めてまいりたいと思っておりますけれども、役場だけで先行して物事を決めてしまうと、そういったことは考えておりませんし、いろんな事業・施策も含めてなんですけれども、やはり町民の皆さんの御意見等を伺って…特に公共施設は長年使うものですから、方向性を導き出していきたいというふうに思います。

進め方は先ほど申し上げたとおり、いろんな自治体でも取り組んでいる手法もありますし、我が町独自の手法もありますので、そういったものを組み合わせて、いろいろ工夫して進めていきたいと思っております。

決意したい話になっちゃいますけど、本当に大きな課題ですから、様々な意見や、いろいろな壁もあると思います…財源も含めて、ただ、ここは私たちの時代に解決しなければならない課題であると、そういうふうに私は決意しておりますので、一步でも二歩でも着実に進めてまいりたいと思いますので、御理解と御支援のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） これで、桜木議員の質問を閉じます。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第3 議案第23号「下川町公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

小原仁興 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（小原仁興君） 今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第23号 下川町公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。

審査に当たり、保健福祉課長及び産業振興課長などから、議案、説明資料等により条例の一部改正について説明を受けました。その主な審査内容について報告をいたします。

主な改正内容は、下川町総合福祉センター「ハピネス」内の機能訓練室にある運動器具

の利用を令和 7 年 2 月 28 日限りで終了とすることに伴い、機能訓練室の使用料の規定を条例中の別表第 2 の 4 から削除するもの、並びに、下川町まちおこしセンター「コモレビ」を指定管理者に管理を行わせるため、当該施設を条例中の別表第 3 に追加するものであります。

委員からの質疑では、「現在ある運動器具は今後も維持するのか」に対し、「令和 7 年 2 月 28 日までは現在の利用体制を維持する。その後については、エアロバイク 1 台は元気教室での使用を継続し、ウォーキングマシンについては、事故防止の観点などから令和 7 年 2 月 28 日をもって使用を終了して廃棄処分とする。」「運動機器撤去後の機能訓練室の活用予定は」に対し、「保健福祉課のハピネス移転に伴い、3 分の 1 は社会福祉協議会及び高齢者事業団の事務所となる。残りは元気教室などで引き続き使用する。」「まちおこしセンター「コモレビ」を指定管理にするメリットは」に対し、「現在も観光協会に管理委託など一部を委託しているが、貸館の使用許可はできない。指定管理者になると貸館業務も委託することができ、貸館の使用許可が出せるようになる。また、民間の活力を利用した情報発信など柔軟に行うことが期待できる。」との答弁がありました。

委員などから、「下川町まちおこしセンター「コモレビ」を指定管理に移行することで、今まで以上に利便性が良くなることを期待したい。また、利用者が快適に施設を利用できるよう、敷地の草刈りなどの管理も含め環境維持に努めていただくようお願いしたい。」などの意見がありました。

以上、当委員会の審査の結果、本条例は、原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありました、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 23 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 23 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 23 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 4 議案第 30 号「令和 6 年度下川町一般会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

小原仁興 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（小原仁興君） 今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第 30 号 令和 6 年度下川町一般会計補正予算（第 3 号）について、委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。

今回は、一般会計の第 3 回目の補正予算でありまして、国の制度改正によるもの、緊急を要するもの、職員の人事異動に伴う補正であり、歳入歳出それぞれ 6,420 万 8,000 円を追加し、総額を 57 億 4,148 万円とするもののほか、繰越明許費及び地方債の補正であります。

審査に当たり、総務企画課長などから、概要書、事項別明細書により補正予算の概要説明を受けました。その主な審査内容について報告をいたします。

委員からの質疑では、農林業費の「有害鳥獣捕獲等事業のドローン導入はどのような効果が期待されるのか」に対し、「導入するドローンは、赤外線カメラ、音声出力等の機能を有しており、鳥害獣探索のほか、災害時の利活用が考えられる。小型軽量の機種を導入予定である。」、「ヒグマの出没傾向は」に対し、「市街地でも出没の報告が上がっており、増加傾向である。」

商工労働費の「中小企業振興事業の中小企業事業者への補助内容は」に対し、「新商品及び新サービスの開発、販路開拓、新分野進出、人材育成、空き店舗利活用、免許取得等の支援をする予定である。」

教育費の「多目的宿泊交流施設管理事業での施設改修は、当初予算で計上する性質のものではないのか。」に対し、「公共施設の改修等については、施設のあり方を含めて年次計画で予算計上をするよう指示をして、当初予算では計上しなかった。施設の確認をしたところ、利用者の居住環境の向上と厳冬期へ向けた修繕が必要と判断し、今回のタイミングでの予算計上となった。」、「GIGAスクール構想事業で使用するタブレットの更新は、今後も 4、5 年での更新が繰り返されるのか」に対し、「今回のタブレット更新では、基本 OS が変更される本体の単価が結果的に高額となったが、耐用年数の長い機種を想定しているため、更新期間も延長される見込みである。」との答弁がありました。

委員などから、「鳥害獣捕獲等事業でのドローンは、災害時など多方面での使用が想定されていることに評価をしたい。」、「中小企業振興事業は、中小企業事業者が意欲をもって事

業に取り組むことは、地域の活性化につながる。実りある結果になることを期待したい。」、
「多目的宿泊施設管理事業については、定期的に指定管理者との情報共有を行い、管理運営上で必要な修繕等については当初予算で計上するなど、適切な予算計上となるよう努めていただきたい。」との意見がありました。

以上、当委員会の審査の結果、原案どおり可決すべきものと決したところであります。
議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 30 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第 30 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、議案第 30 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。
本日は、これをもって散会とします。
なお、9 月定例会議の再開は、9 月 19 日、午後 3 時からとなりますので、御出席をお願いいたします。お疲れさまでした。

午前 11 時 53 分 散会